JAPAN AND INTERNATIONAL MOTION PICTURE COPYRIGHT ASSOCIATION, INC.

Affiliated With



株式会社日本国際映画著作権協会

(2015年5月20日提出)

「知的財産推進計画 2015」の策定に向けた意見

私ども株式会社日本国際映画著作権協会(以下「当社」といいます)は、世界的に著名な映画製作・配給会社6社(パラマウント・ピクチャーズ・コーポレーション、ソニー・ピクチャーズ・エンターテインメント・インク、20世紀フォックス・フィルム・コーポレーション、ユニバーサル・シティ・スタディオズ LLC、ウォルト・ディズニー・スタディオ・モーション・ピクチャーズ、ワーナー・ブラザース・エンタテイメント・インク)を代表する米国の事業者団体モーション・ピクチャー・アソシエーション(「MPA」)の日本における子会社でございます。

このたびは「知的財産推進計画 2015」に関して貴重な意見提出の機会を賜り、誠にありがたく存じます。

当社はこの機会に、わが国の著作権保護を強化するための具体的手段をご提案申し上げます。

(1) 著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングの導入

オンラインの著作権侵害は各国で経済的損失や雇用の減少をもたらすほか消費者の混乱を招くなど多くの悪影響を生じさせています。日本では、2012年の著作権法改正により違法ダウンロードの罰則化が導入され、インターネット上のコンテンツの違法な流通、特にP2Pネットワークにおける著作権侵害行為に一定の歯止めがかけられたことは誠に喜ばしいことであります。

しかし私たちは違法なファイルの多い動画投稿サイト、およびそのもたらす損害にも目を向けなければならないと考えます。違法なファイルの多い動画投稿サイトは国の内外を問わず世界的に存在し、映画やテレビ番組を初めとする著作物が違法に配信されています。ブロードバンド環境が普及した現在、映画やテレビ番組の違法ファイルを動画投稿サイトで視聴することは容易になっており、それが正規の事業に与える経済的損失は多大なもの

があるばかりか増加の一途をたどっています。

かかるサイト自体が権利者に多大な経済的損失を与えています。多くの人々が著作権者に 正当な対価を支払うことなく違法サイトのコンテンツにアクセスしています。権利者がコ ンテンツを世に出すのに要した費用を回収できないと、新しい作品を製作することは困難 になります。これでは消費者も新しい作品を見ることができなくなり、消費者にも大きな 損失となります。

わが国の政府の重要な政策目標の一つは日本のコンテンツを海外により普及させることです。それは日本のクリエイターに適切な利益をもたらすものでなければなりません。しかし違法サイトが適切な対処をされることなく現在のように放置されていると、かかる目標は達成することができません。これはわが国の国益を損ないます。現行法で対処できない違法サイトへのアクセスを遮断する指示を権利者または所轄行政庁が取得または発することができる制度を創設する新たな立法または著作権侵害サイトに対するサイトブロッキングを可能とするような電気通信事業法の解釈はいずれも可能と考えます。

かかるサイトが日本国内にある場合は、日本の法律によって対処が可能です。しかし多くの場合違法にアップロードされるコンテンツは海外のサイトから取られることが多く、 国内の著作権法等によって行う摘発や強制捜査には限界があります。

既に著作権侵害に対するサイトブロッキングを導入している国は多数存在し、欧州では EU 著作権指令に基づき英国、フランス、ドイツ、オーストリア、ノルウェー、イタリア、スペインを含む 32 か国が導入しており、アジアでもインド、韓国、インドネシア、マレーシア、シンガポールにおいて、司法命令によるものまたは法令によるものとして海外の著作権侵害サイトのブロッキングが導入されています。また他の多くの国も導入を検討しています。知的財産立国をめざすわが国もこれら著作権保護の進んだ国に後れをとらないことが重要であります。

(2) 非営利上映等の範囲の制限

著作権法第38条1項によると、営利を目的とせず観衆から料金を受けない上映は著作権者の許諾は不要とされています。

当社はこの条項は映画については見直されるべきと考えます。映画がフィルムでしか上映できなかった時代は、フィルムの貸出しを通じて、映画会社はかかる上映を適切に把握することができました。しかし、現在ではブルーレイディスクやオンライン配信ファイルを用いても大規模な施設での上映が可能です。ときには1,000名を超える規模の上映が、非営利上映として、権利者の知らないところで行われるケースもあります。これは法の予定していた上映形態ではないと考えます。

当社はかかる非営利上映に一定の制限を設け、たとえば 100 人以下または一定の面積以下の会場といった定量的な基準に合致する場合に限って、無許諾の非営利上映を認めることを提案します。

(3) 小中学校における知的財産権授業の拡大

若い世代への著作権とその他の知的財産権の重要性の教育は大変重要です。文部科学省が告示する「学習指導要領」に、中学校や高校における著作権教育に関する記述が若干ありますが、十分でないと思料いたします。

当社は、小学校においても年間に一定数(例えば少なくとも 2 時間)の著作権教育授業が実施されるよう、学習指導要領の改正を提案いたします。

(4) 私的使用目的の海賊版の輸入の禁止

著作権法第 113 条第 1 項第 1 号は、日本国内で頒布の目的がある場合に限り海賊版の輸入は著作権の侵害とみなすと定めています。当社はこれは適切でないと考えます。 2012 年に著作権法が改正され、違法にアップロードされたコンテンツであると知ってダウ

2012 年に有下幅広が成正され、建広にアップロートとればピコプアプラとあると知ってアップンロードすることは私的使用の目的であっても刑事罰の対象とされました。海賊版と知って私的使用の目的で輸入することもまったく同種の行為と考えられます。直ちに刑事罰の対象とする必要はないとしても、少なくとも違法である旨の規定は必要と思料いたします。

(5) リーチサイトの違法化

経済産業省の「電子商取引及び情報財取引等に関する準則改定案」(2015年) ii.13 頁脚注 7 にも引用されている通り、東京地裁平成26年1月17日判決は、いわゆるリーチサイトにおいて、違法なファイルにリンクを貼った者が当該違法ファイルをアップロードした者と同一人である場合、当該リンクを貼る行為は公衆送信権を侵害したものである、と判示しています。

当社はこれでは不十分と考えます。権利者の長年の努力により国内の動画投稿サイトにおける違法ファイルや P2P ネットワーク上の違法ファイルは減少の傾向をたどっています。しかしこれに代わって違法アップロード者は海外のサイバーロッカーや動画投稿サイトに違法アップロード先を移しています。

文化審議会等において、「間接侵害」の問題が議論されているところでありますが、当社は「違法にアップロードされたファイルにリンクを貼る行為」について、アップロード者と同一人であるかどうかを問わず、著作権法の改正により違法化していただきたいと思料いたします。

《要旨》

グローバルな著作権侵害への対応を強化し、インターネット上のコンテンツ侵害対策と正規配信の普及を促進することは、わが国が知的財産立国を進める上で大変重要です。本意見書は、このための施策例として、インターネット上の著作権侵害への対応の強化策、非営利上映等の範囲の制限、小中学校における知的財産権教育の強化、私的使用目的の海賊版の輸入の禁止、およびリーチサイトへの対策を提案するものです。